

- 医療・福祉サービスの提供が徐々に再開される中、インフラ復旧による帰宅や避難先への移動など生活を取り巻く環境の変化や、避難生活の長期化を踏まえた支援が重要
- 在宅の方には、高齢者や要配慮者を中心に専門職による訪問を通じ、ニーズを踏まえた支援を実施
- 二次避難先等の方には、地域事情に詳しい相談員等の見守りにより、慣れない環境での孤独・孤立等を防止

被災地における医療・福祉支援の状況

- 厳しい被災状況を踏まえ、全国から様々な保健・福祉・医療の活動チームがのべ2.8万人日が派遣され(8/31時点)、医療機関・福祉施設への人的支援や、避難所等における健康管理等を実施
- 医療機関や福祉施設におけるサービスの提供が徐々に再開
【医療開院率】診療所96.0%、歯科診療所92.6%、薬局94.6%(8/26時点) 【断水医療機関】最大時88施設→11施設(8/31時点)
【福祉サービス実施率】高齢者入所98.8%・通所97.3%、障害者入所100%・通所95.1%(9/1時点)
- 復旧・復興に向けたフェーズでは、被災者の心のケア等のきめ細かな支援を実施



保健師等チームによる支援

一次避難先・在宅等における対応

- <避難所> 【避難所】55箇所、【避難者数】2,170人(8/31時点)
- 救命救助から生活支援・福祉支援へのフェーズ変化にあわせ、日赤救護班、JMAT、災害支援ナース、保健師等チーム、JDA-DAT、JDAT、JRAT、DWAT等の支援チームにより、健康・福祉の相談支援や環境整備、支援機関へのつなぎ等を実施
- <在宅等> 【保健師等チーム、介護支援専門員、社会福祉士、相談支援専門員等による訪問】約2.8万件(8/31時点)
- 高齢者や要配慮者を中心に介護支援専門員、社会福祉士、相談支援専門員、保健師等チーム等による訪問を実施
- <車中泊>
- 熊本県・厚労省・環境省で「車中泊に関するセルフチェックリスト」を作成し、警察等との協力により配布



介護支援専門員による個別訪問

二次避難先等での対応

- <ホテル> 【避難者】198世帯・374人(8/31時点) これまで204施設を確保し、累計1,202人マッチング(8/31時点)
- 熊本県がアプリ・コールセンターによる健康チェックや看護師等による健康状態の把握、見回り訪問を実施
※ホテル避難者全員について、毎日、アプリ又はコールセンターによる健康チェック結果を回収。週1回程度看護師等による全居室の見回り訪問を実施
- <応急仮設住宅・公営住宅>
- 被災者の方々が抱える課題の解決に向け、相談員(民生委員OB等の地域住民)による見守り等を実施予定

- 熊本県における被災状況などを踏まえ、雇用調整助成金の特例措置を8月25日より実施し、地震の影響を受けた企業における雇用維持を支援
- 熊本県や経済産業局等の関係機関と連携し、特例措置やその他の中小企業等の支援施策について、積極的に周知・広報を展開

雇用調整助成金特例措置の概要

※地震発生日（7月28日）に遡って適用

- ・ 令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小する全国の事業主を対象
- ・ 生産量低下の確認期間を3か月から1か月に短縮
- ・ 休業日数から残業時間分の日数を差し引くルールを撤廃（熊本県内事業所のみ）
- ・ 教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃（熊本県内事業所のみ）

雇用調整助成金特例措置の積極的な周知

- ・ 中小企業支援策の案内も掲載したリーフレットで、積極的に周知
- ・ 被災地域のハローワーク等で雇用調整助成金の制度内容やその他の中小企業等の支援施策について、熊本労働局・熊本県・九州経済産業局等が連携し、事業主向け説明会を実施（9月2日より開始し、月内に計17回開催予定）
- ・ 厚生労働本省職員を被災地域に派遣し、業界団体や個別企業等に直接訪問してニーズの把握や制度の周知・活用促進を実施

特別労働相談窓口の対応、解雇等防止の働きかけ

- ・ 熊本労働局及び管内全ての労働基準監督署・ハローワークに特別労働相談窓口を設置し、労働者や事業主等からの雇用維持や人材開発などに関する相談対応を実施、また、事業主等に対し、安易な解雇等を行わないよう働きかけ（相談件数：延べ2,672件※（9/1集計時点））

※うち、707件が雇用調整助成金に関する相談

〔周知リーフレット（抜粋）〕

令和8年熊本地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置を実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

特例措置の内容

令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により休業、教育訓練又は出向を行う事業主であって休業等の初日が令和8年7月28日から令和9年1月27日までである場合が対象です。

本特例は1年の期間内に実施した休業等が助成の対象です。
ただし上限日数（1年間で100日）に達した場合は、上限日数までが助成対象となります。

※ 例えば週5日勤務の事業所で、週の半分を休業させた場合は、約10か月助成金を受けられます。

全国の事業所を対象とした措置

- 1 令和8年熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小する事業主が対象となります（詳細は裏面）
- 2 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します
- 3 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします
- 4 地震発生日に事業所設置後1年未満の事業主も助成対象とします
- 5 計画届の事後提出を可能とします。

熊本県内の事業所のみを対象とした追加措置

- 6 残業相殺のルールを撤廃します（詳細は裏面）
- 7 教育訓練の実施状況に応じて助成率を引き下げるルールを撤廃します（詳細は裏面）

中小企業庁においても、以下のような被災中小企業・小規模事業者への支援措置を実施しています。詳しくは、中小企業庁HPをご参照ください。



- ・ 特別相談窓口の設置
- ・ 災害復旧貸付等の実施
- ・ セーフティネット保証4号の適用
- ・ 既往債務の返済条件緩和等の対応
- ・ 小規模企業共済災害時貸付の適用
- ・ 官公需を含めた中小受託事業者との適正取引に関する配慮要請

中小企業庁HP
>>>



- 自治体連携型補助金による措置に加え、繰り返しの自然災害に見舞われている特殊性に鑑み、地域に不可欠な施設が運営継続できるよう、医療施設・社会福祉施設に対する復旧支援等を実施

医療施設の復旧支援

- 医療機関について、同一地域での度重なる自然災害に関する災害復旧費の特例を実施
(現在) 公的医療機関の補助率：2／3、政策医療実施機関の補助率：1／2 等
(特例※) ① 中小等の医療法人等が運営する医療機関（政策医療実施機関以外も含む。）に対する 最大3／4補助
② 多重被災等の要件を満たす医療機関に対する 定額補助

※ いずれも地域に不可欠な医療を提供する医療機関であって、特に公的支援が必要である者。公費支援は、国：地方＝2：1。

社会福祉施設の復旧支援

- 特別養護老人ホーム等について
 - ・ 災害復旧費の補助率を 5／6 (国2／3、地方1／6)に引上げ
 - ・ 事業再開に要する経費の補助額を 600万円に引上げ (定額補助)
- 同一地域での度重なる自然災害に関する災害復旧費の特例として、社会福祉法人・医療法人等が運営する有料老人ホーム等についても上記の支援対象に追加

断水が続く施設への支援

- 医療機関・社会福祉施設における断水中の手洗い、シャワー等の確保のための 小規模分散型水循環システムの導入を支援
- 医療施設・社会福祉施設が利用する 井戸の現状復帰や枯渇等の場合の代替井戸の掘削など、サービスの提供に向けた 原形復旧費の支援、早期水道使用のため施設敷地内の 破損した配管に関する検査費の支援を実施